

# SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)  
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

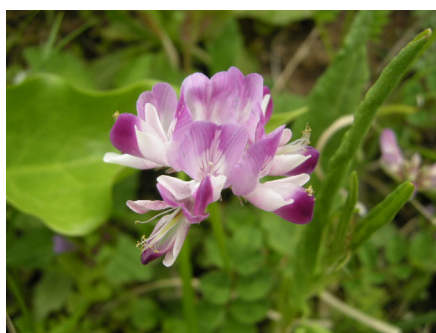
## ① 財産分与と慰謝料

離婚をする時には、財産分与や年金分割を請求することができます。また、相手方に非行があれば慰謝料を請求することもできます。

もっとも、財産分与や年金分割がこちらの希望どおりに決着するかどうかは相手方の誠意次第です。慰謝料については、裁判所のお世話にならないと決着がつかないものと考えておいた方が無難でしょう。財産分与・年金分割は離婚後二年、慰謝料は原則として三年を過ぎると請求することはできません。

財産分与と慰謝料は、二つ同時に請求することも、どちらかを先に請求してあとからもう一方を請求することもできますが、財産分与は「一切の事情を考慮して」定められるので、その中に慰謝料の要素を含んでもよい、という裁判例があります。請求した人の受けた精神的苦痛が財産分与によって既に癒されていると判断されたときには、改めて慰謝料を請求することは認められません。

### ◇財産分与・年金分割



・財産分与には①結婚期間中夫婦が協力して築いた財産の清算、②夫婦の一方が離婚したあと経済的に困らないための生活の保障、という二つの側面があります。

国税当局から、常識の範囲を超えて財産分与を受けたとみなされた場合には、超えた部分について贈与税を課されることがあります。

財産分与を手切れ金か何かと勘違いして、自ら離婚を望んだ相手に財産分与をする必要はない、と思いこんでいる人もいまだにおられるとか・・・。

・片方が働きもう一方が主に家事に従事していた夫婦が離婚した場合の、年金の不均衡を修正し、厚生年金・共済年金の被保険者でない夫婦の一方の高齢期の所得の公平を確保するため、2007年4月に合意分割制度・2008年4月に3号分割制度が始まりました。二つの制度をあわせて年金分割制度といいます。

## ◇慰謝料

「慰謝料」とは何らかの不法行為によって被った精神的損害に対する賠償金のことです。相手方に、「不法」といえる非行があれば請求できます。

身体的・精神的暴力（DV）をふるった、不貞を働いたなど、明らかに不法といえる行為に対して慰謝料を請求できることはいうまでもありません。

財産分与に含んでもよいとされる慰謝料は「離婚そのものによって被った」精神的損害に対するものと考えられています。離婚には夫婦双方に原因があることも多い上、離婚そのものは非行とまでは言えないものです。さて、裁判所はなにを基準に「慰謝料」を認め、金額を算定することになるのでしょうか。

### ①何をお望みですか？

もし貴方が慰謝料にこだわっておられるとしたら、それはなぜでしょう？非行を働いた相手方、あるいは離婚に至る原因を作った相手方を、懲らしめずにはおけないから、ですか？それとも、相手からできるだけ多くお金を引き出したい、そのために使える手段は全て使いたいから、ですか？

慰謝料は夫婦双方の主観的な言い分を裁判所がどこまで事実として認めるかによって決定されるものです。裁判所で相手方と離婚に至る内幕を暴きあつたとしても、認められる慰謝料の額はその労苦に見合うものではありません。



貴方が本当に離婚を望むなら、「離婚後をどう生きるか、そのために相手方に何を求めるか」と考えた方が話の筋道を通しやすいでしょう。

慰謝料請求で相手方の非を責めたてることにエネルギーを消費するのではなく、事実がはっきりしていて、客観的に判断しやすい財産分与に集中した方がいいのではないのでしょうか。

「離婚をすることが目的であって、それ以外のことは問題外。相手方には金銭を含めて何も望むものはない。」という結論ももちろんあり得ます。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)

人間関係は憎しみによらず、多くはあきらめや失望によって破綻する。破綻を顧みず、さらに人間関係を求めるのは何ゆえ？・・・我未だ煩惱を去らず。